

## 平成 28 年度八王子市木造住宅耐震化普及啓発事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、八王子市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震化を促進するため、予算の範囲内において、木造住宅耐震化促進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、木造住宅所有者自らが耐震化に取り組むための相談、助言、耐震化に関する補助制度の説明などの支援を行い、木造住宅所有者の耐震化の必要性についての意識の啓発を図るとともに、木造住宅の耐震化への様々な取組を普及させ、もって災害に強い安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱に使用される用語の意義を次号のとおり定義する。

(1) 木造住宅 専用住宅又は兼用住宅（1/2 以上居住部分があること）で既存のものをいう。

(実施主体)

第 3 条 この事業の実施主体は、市とし、実施機関として八王子商工会議所に業務を委託する。

(対象者)

第 4 条 この事業の対象となる者は、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

- (1) 第 5 条に定める対象住宅を自ら所有する個人であるもの。
- (2) 第 5 条に定める対象住宅に現に居住しているもの
- (3) 八王子市暴力団排除条例第 2 条に規定するものでないこと。

2 その他、市長が特に認めたもの

(対象住宅)

第 5 条 事業の対象となる住宅は、次の各号に定める要件をすべて満たす住宅とする。

- (1) 新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）施行前に着手した八王子市内にある木造住宅であること。

(派遣の申請)

第 6 条 アドバイザー派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項に同意をした上で、アドバイザー派遣申請書（第 1 号様式）により、市長に申請しなければならない。

- (1) 派遣を受ける際は住戸内の立入調査に協力すること。
- (2) 派遣を受ける日時の調整に協力すること。
- (3) 派遣を受ける際に申請者の立ち合いができない場合は、あらかじめ委任状（第 2 号様式）により、立会いができる代理人を定め立会うこと。

(実施機関の業務)

第 7 条 実施機関は、前条の依頼を受けたときは、アドバイザー派遣の決定を受けた者（以下「派遣決定者」という。）とあらかじめ訪問日時の調整等を行い、派遣決定者の住宅へ、建築士及び施工業者により構成されるアドバイザーを速やかに派遣するものとする。

2 前項の規定により派遣されるアドバイザーは、派遣決定者の住宅を訪問し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 耐震診断を行うように勧めること。
- (2) 耐震改修を行うように勧めること。
- (3) 耐震化に関する相談及び質疑に応じ、その説明及び助言をすること。
- (4) 対象住宅の耐震に関連する状況を確認し、耐震化に関する意見を述べること。

- (5) 建築関係書類及び図面がある場合は、それに基づき耐震化に関する意見を述べること。
- (6) 耐震化についての既存の補助制度等に関する説明をすること。
- (7) 耐震化についての概算費用及び耐震改修工事等に関する説明をすること。
- (8) その他、木造住宅の耐震化に係る普及啓発に関することを実施すること。

(完了報告)

第8条 実施機関は、第7条の規定により依頼を受けた業務を完了したときは、業務委託契約書及び仕様書に基づき、市長に対して完了報告を行う。

(派遣の回数)

第9条 アドバイザーの派遣は、同一建築物に対して1回限りとする。

(実施期間)

第10条 この事業は、平成29年3月31日までに完了報告が終わるもの。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。